

2 補助金制度について

<p>Q2-1 補助金交付申請方法とは。</p>	<p>サービス提供月ごとの申請になります。 毎月10日までに、前月分の申請書を提出していただき、申請内容を確認したのち補助金を交付します。なお、同一団体において複数の施設が登録されている場合は、施設ごとに申請を行ってください。</p> <p>【提出していただくもの】 ①申請書(月ごと) / ②実績記録票(月ごと) ③実績報告書</p>
<p>Q2-2 1人あたりの年間利用時間は150時間を上限としているが、それを超えた場合はどうなるのか。</p>	<p>年間150時間を超えた分のサービスについては、補助の対象になりません。なお、150時間を超えた場合の利用料については、団体と利用者との契約になります。</p>
<p>Q2-3 利用料を無料にしてサービスを提供した場合の、補助金の考え方について。</p>	<p>本補助額は「各団体における1時間当たりの利用料」を基にして算出しますので、無料(1時間当たりの利用料=0円)でサービスを提供した場合は、補助金交付対象になりません。</p>
<p>Q2-4 サービス提供時間が30分の場合の補助金交付申請方法とは。</p>	<p>【実績報告書・実績記録票の記入方法】 ＜利用時間記入欄＞ 1回当たりのサービス利用時間が30分以下の場合 →「0.5時間」と記入してください。</p> <p>＜合計利用時間記入欄＞ その月のサービス利用時間の合計に、30分の端数が出た場合 →「0.5時間」と記入してください。</p> <p>なお、30分あたりの利用料に関しては、各団体が設定する1時間あたりの利用料に2分の1を乗じた額としてください。</p>
<p>Q2-5 団体によって利用料が違うが、サービスの格差をなくすために要綱等で利用料を統一できないか。</p>	<p>利用者が、利用料やサービスの内容によって団体を選択することができるようにするため、要綱等で利用料を統一することは行っておりません。したがって、利用料については利用者と団体との契約によります。</p>
<p>Q2-6 団体が企画するイベント(旅行・レクリエーション等)に参加した場合は、補助対象となるか。</p>	<p>生活サポート登録団体が企画したイベントの実施をサービスの提供とすることは、制度の趣旨に合わないため補助対象とはなりません。</p>

<p>Q2-7 1人の障害者に対し介助者を2人派遣した場合、生活サポート事業と居宅介護事業から、それぞれ1人分ずつ費用を請求することは可能か。</p>	<p>請求することはできません。 生活サポート事業に限らず、複数の公費負担によるサービス提供を同時に行うことは認めておりません。</p> <p>【例】</p> <p>①生活サポート団体:1名でサービス提供 指定居宅介護事業所 :1名でサービス提供 → 障害福祉サービス優先のため、居宅介護(ヘルパー1名分)で請求する</p> <p>②生活サポート団体:2名以上でサービス提供 → 複数の介助者でサービスを提供した場合であっても、補助金が増額されることはありません。</p> <p>※場合によっては、介護給付費や補助金の返還、あるいは障害福祉サービス事業所としての指定取消や生活サポート事業団体としての登録取消等の処分を受けることがありますのでご注意ください。</p>
<p>Q2-8 移動支援の決定支給量を超過してサービス提供してしまった分を、生活サポートに振り替えて補助金の請求をしても良いか。</p>	<p>請求することはできません。</p> <p>＜例＞ 生活サポート事業においてサービス提供の実績がないにもかかわらず、生活サポート事業補助金請求をした。</p> <p>※このような請求をしていたことが発覚した場合、介護給付費や補助金の返還、あるいは障害福祉サービス事業所としての指定取消や生活サポート事業団体としての登録取消等の処分を受けることがありますのでご注意ください。</p>